

米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月27日

米子市長 野坂康夫

米子市規則第12号

米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成26年米子市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申出書及び添付書類)

第2条 条例第3条第1項の申出書の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。

2 条例第3条第2項第4号（条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項第2号イに規定する役員名簿及び同法第28条第2項に規定する定款等とする。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第3条 条例第4条第1項第3号ア及びイの月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。

(合併した特定非営利活動法人に対する条例第4条第1項及び第7条第4項の規定の適用)

第4条 合併した特定非営利活動法人が条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次に定めるところにより行う。

(1) 条例第4条第1項第1号及び第4号に掲げる基準については、当該

特定非営利活動法人について判定すること。

(2) 条例第4条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

(3) 条例第4条第1項第7号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した特定非営利活動法人のいずれかについて判定すること。

2 合併によって設立した特定非営利活動法人であって条例第2条第3項に規定する指定等申出の日までに当該合併後最初の事業年度が終了していないものに対する同項及び条例第4条第1項第7号の規定の適用については、当該合併によって消滅した各特定非営利活動法人の当該合併の直前に終了した事業年度の末日のうちいずれか遅い日を、これらの規定に規定する直前に終了した事業年度の末日とみなす。

(指定後に周知すべき事項)

第5条 条例第6条第3項第7号の規則で定める事項は、当該控除対象特定非営利活動法人に係る指定の期間の満了の日及びホームページアドレスとする。

(更新の申出)

第6条 条例第7条第2項の規定による申出は、指定の期間の満了の日の8か月前から5か月前までの間に行わなければならない。

2 条例第7条第3項において準用する条例第3条第1項の申出書の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。

(役員の変更等の届出)

第7条 条例第8条第1項の規定による届出は、控除対象特定非営利活動法人変更届出書（別記様式第2号）により行わなければならない。

(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第8条 条例第9条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (2) 資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）若しくは3親等以内の親族（以下この号において「役員等」という。）との取引

ウ 役員等の使用人若しくは役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者又はこれらの者の配偶者若しくはこれらの者と生計を一にしている3親等以内の親族との取引

(4) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

2 条例第9条第2項第4号の規則で定める書類は、条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

（役員報酬規程等の提出）

第9条 条例第10条第1項の規定による書類の提出は、その事業年度終了の日の翌日から3か月以内に、控除対象特定非営利活動法人役員報酬

規程等提出書（別記様式第3号）により行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給後、遅滞なく、控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書（別記様式第4号）により行わなければならない。

（解散の届出）

第10条 条例第11条の規定による届出は、控除対象特定非営利活動法人解散届出書（別記様式第5号）により行わなければならない。

（合併の届出）

第11条 条例第12条第1項の規定による届出は、控除対象特定非営利活動法人合併届出書（別記様式第6号）により行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号（第2条、第6条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書

米子市長 様

控除対象特定非営利活動法人としての指定（指定の期間の更新）を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号
主たる事務所の所在地
申出者 名称
代表者の氏名
電話番号

印

1 設立年月日

年 月 日

2 事業の内容

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

3 事業を行う県内の地域

4 過去の指定の有無 有 ・ 無

（過去の指定の期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

5 実績判定期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 その他

(1) 主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	電子メールアドレス	その他の連絡先

(2) 主たる事務所以外の県内にある事務所の有無 有 ・ 無

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

7 添付書類

- (1) 米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成26年米子市条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- (2) 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (4) この申出の直前に終了した事業年度の事業報告書
- (5) 役員名簿
- (6) 定款等

様式第2号（第7条関係）

控除対象特定非営利活動法人変更届出書

米子市長 様

次の事項について変更があったので、米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成26年米子市条例第1号）第8条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号
主たる事務所の所在地
届出者 名称
代表者の氏名
電話番号

印

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

添付書類

- 1 役員名簿に記載した事項に変更があった場合にあっては、変更後の役員名簿
- 2 定款に変更があった場合にあっては、変更後の定款

注 「変更事項」の欄には、「役員名簿記載事項」「定款」「名称」「代表者の氏名」「主たる事務所及び県内の事務所の所在地」「事業の内容」「事業を行う県内の地域」「ホームページアドレス」の別を明記すること。

様式第3号（第9条関係）

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

米子市長 様

米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成26年米子市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、次のとおり書類を提出します。

年 月 日

郵便番号
主たる事務所の所在地
提出者 名称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

添付書類

- 1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第28条第1項に規定する事業報告書等
- 2 前事業年度の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第4項に規定する寄附者名簿
- 3 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 4 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類
- 5 資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
- 6 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
 - (1) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (2) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは3親等以内の親族（以下「役員等」という。）との取引
 - (3) 役員等の使用人若しくは役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者又はこれらの者の配偶者若しくはこれらの者と生計を一にしている3親等以内の親族との取引
- 7 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
- 8 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類
- 9 条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 10 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

様式第4号（第9条関係）

控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

米子市長 様

助成金の支給を行ったので、米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の
手続等に関する条例（平成26年米子市条例第1号）第10条第2項の規定により、
別添のとおり当該助成の実績を記載した書類を提出します。

年 月 日

提出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 ⑩
電話番号

様式第5号（第10条関係）

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

米子市長 様

次のとおり控除対象特定非営利活動法人を解散したので、米子市控除対象特
定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成26年米子市条例第1号）
第11条の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
清算人の氏名 ⑩
電話番号

- 1 解散の年月日
- 2 解散の理由
- 3 残余財産の処分方法
- 4 添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第6号（第11条関係）

控除対象特定非営利活動法人合併届出書

米子市長 様

年 月 日付で特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第3項の認証の申請を行ったので、米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成26年米子市条例第1号）第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話番号

印

	法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業の内容
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人				
合併によって消滅する法人				